

## 臨時特別定額給付金等の状況について

※件数・金額は令和2年10月2日（金）現在

### （1）豊橋市臨時特別定額給付金

4月27日（月）時点で市内に住民登録があり、申請することなく亡くなった単身世帯の世帯主のご遺族（相続人）代表者に、10万円を給付

- ・ 給付件数：65件（全体の約58%）
- ・ 給付金額：6,500,000円
- ・ 令和2年9月30日（水）をもって申請受付は終了

### （2）新生児臨時特別給付金

4月28日（火）から令和3年3月31日（水）までに生まれ、豊橋市に最初の住民登録をした新生児に、10万円を給付

- ・ 給付件数：215件 ※10月9日時点
- ・ 給付金額：21,500,000円 ※10月9日時点
- ・ 申請期限：出生届出日から60日以内

※最終期限（3月31日に出生し4月13日に出生届出の場合）：  
令和3年6月11日（金）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

**問合せ先** （1）福祉部福祉政策課 課長補佐 伴（電話 51-2356）  
（2）こども未来部こども未来政策課 課長補佐 小野（電話 51-2233）